

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第26号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) <p>第1条 この規則は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）第2条第2号、<u>第5条第3項及び第5項</u>、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定に基づき、任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（号給の決定）</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、2号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。</p> <p>（1）高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給</p> <p>（2）高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給</p> <p>（3）特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められる者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号給</p> <p>（4）特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められる者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づ</p>	(趣旨) <p>第1条 この規則は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）第2条第2号、<u>第5条第5項</u>、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定に基づき、任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（第1号任期付研究員の号給の決定）</u></p> <p>第5条 任命権者は、第1号任期付研究員（条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給を2号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。</p>

き重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号給

(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号給

2 第2号任期付研究員（条例第5条第2項に規定する第2号任期付研究員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

(1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給

(2) 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給

(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号給

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。